

○豊橋市違法駐車等の防止に関する条例

平成10年3月31日条例第25号

改正

平成22年3月31日条例第28号

豊橋市違法駐車等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の日常生活に支障を及ぼすおそれのある違法駐車等を防止することにより、道路が公共の施設として、広く一般交通の用に供されることを確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
- (2) 違法駐車等 法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の3第3項若しくは第49条の4の規定に違反して自動車を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、違法駐車等の防止に関して、広く市民、事業者その他の関係者の協力を求めるため、広報に関する施策その他必要な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民（市の区域内に住所を有しない者で、市の区域内において自動車を運転するものを含む。）は、違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する違法駐車等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業に関し違法駐車等を防止するため、その使用する自動車及び事業所を訪問する者の使用する自動車のために必要な駐車施設を確保するとともに、市が実施する違法駐車等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(重点地域の指定)

第6条 市長は、違法駐車等により市民の日常生活又は一般交通に支障を生じていると認められる地域のうち、第8条に規定する措置を講ずる必要があると認める地域を違法駐車等防止重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地域を指定しようとするときは、当該地域住民及び関係団体の意見を聴くとともに、豊橋警察署長その他の関係行政機関と協議するものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点地域を指定したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、市民への周知を図るため必要な措置を講じなければならない。

(重点地域の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点地域の指定を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、重点地域の指定の変更又は解除について準用する。

(重点地域における措置)

第8条 市長は、重点地域を指定したときは、当該地域において、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 違法駐車等をしようとする者又は現にしている者に対し、違法駐車等をしないことについての助言及び啓発活動を行うこと。

(2) 前号の場合において、現場に当該自動車の運転者がいないために、当該運転

者に対して同号の規定による措置ができないときは、直ちに当該自動車を当該駐車禁止されている場所から移動すべき旨を要請するための標章（以下「標章」という。）を当該自動車の見やすい箇所に取り付けること。

(3) 当該地域又はその周辺地域における駐車施設の位置等に関する情報の提供を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該地域における違法駐車等を防止するため必要と認める措置

2 前項第2号の規定により標章を取り付けられた自動車の運転者及び当該自動車の管理について責任がある者は、当該自動車を当該駐車禁止されている場所から移動しようとする時まで、当該標章を取り外してはならない。

(関係行政機関に対する要請)

第9条 市長は、重点地域を指定したときは、愛知県公安委員会、豊橋警察署長その他の関係行政機関に対し、当該地域において、違法駐車等の取締りその他違法駐車等を防止するため必要な措置を市の区域内の他の地域に優先して講ずるよう要請することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年7月1日から施行する。ただし、第6条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第28号）

この条例は、平成22年4月19日から施行する。